

平成 12 年度歳入歳出決算見込 (表 1)

区 分	歳 入	歳 出	
一 般 会 計	678億6,101万円	666億8,863万円	
特 別 会 計	老人保健費	119億8,972万円	119億8,972万円
	下水道事業費	99億5,011万円	98億6,020万円
	国民健康保険費	97億6,501万円	87億5,135万円
	介護保険費	50億1,975万円	46億5,386万円
	農業集落排水事業費	24億9,383万円	24億7,277万円
	土地区画整理費	13億 699万円	12億1,688万円
	住宅新築資金等貸付事業費	2億5,475万円	2億2,322万円
	簡易水道事業費	1億6,140万円	1億5,758万円
	公設卸売市場事業費	1億 442万円	9,997万円
	駐車場事業費	4,896万円	4,547万円
	高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業費	3,553万円	3,550万円
	墓苑事業費	2,488万円	368万円
	土地取得費	501万円	501万円
	計	411億6,035万円	395億1,520万円
合 計	1,090億2,136万円	1,062億 383万円	

市民一人あたりでみると

区 分	歳 入	歳 出
一 般 会 計	45万9,417円	45万1,480円
特 別 会 計	27万8,655円	26万7,517円
合 計	73万8,072円	71万8,997円

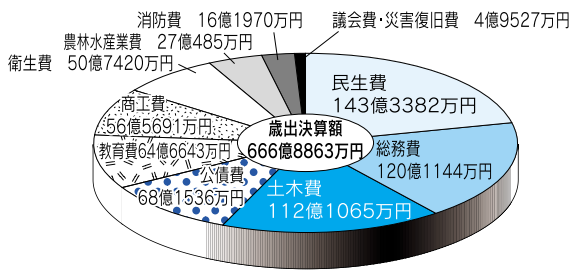
平成13年3月末住民基本台帳登録人口147,711人で、一般会計、特別会計の計および合計を割った金額です。

*用語の説明

一般会計 / 市の基本的な施策を行うための会計です。

特別会計 / 老人保健、下水道など特定の事業を行うための会計です。

平成 12 年度一般会計歳出(科目別)(表 3)



科目別の主な事業

民生費

項 目	決 算 額
保育事業費	33億4,064万円
障害者福祉センター設備費	20億1,219万円
生活保護費	16億 316万円
重度心身障害者医療助成費	3億8,327万円
児童手当給付費	3億7,010万円

総務費

項 目	決 算 額
鳥取環境大学整備費	56億6,250万円
戸籍事務電算化事業費	2億 751万円
広報活動費	7,039万円
地方バス路線維持対策費	6,000万円
国際交流推進費	2,360万円

土木費

項 目	決 算 額
市営住宅建設・建替事業費	20億 20万円
道路整備費	13億4,343万円
街路整備費	10億9,202万円
湖山池周辺整備費	4億8,910万円
河川整備費	2億8,967万円

教育費

項 目	決 算 額
地区公民館整備事業費	9億4,932万円
中学校体育館増改築事業費	5億1,702万円
体育館整備事業費	2億9,069万円
歴史博物館建設事業費	2億3,895万円
教育用コンピューター導入費	1億1,629万円

商工費

項 目	決 算 額
中小企業金融対策貸付金	47億 520万円
若狭街道商店街アーケード整備助成費	9,856万円
企業立地促進補助金	7,076万円
各種イベント開催助成費	2,374万円
観光ループバス運行助成費	2,039万円

衛生費

項 目	決 算 額
不燃ごみ処理東部広域負担金	7億1,218万円
清掃工場管理費	4億5,919万円
ごみ収集処理費	3億9,964万円
健康診査事業費	3億 19万円
伝染病予防接種費	1億5,899万円

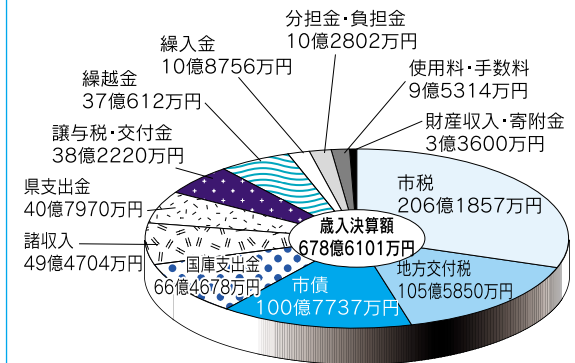
農林水産業費

項 目	決 算 額
農村型CATV施設整備費	2億3,096万円
中山間地域総合整備事業費	1億8,685万円
棚田地域等緊急保全対策事業費	1億5,095万円
林業地域総合整備事業費	7,950万円
中山間地域等直接支払事業費	3,560万円

公債費

項 目	決 算 額
市債定時償還元金	38億6,581万円
市債定時償還利子	23億2,745万円
市債繰上償還元金	5億6,986万円

平成 12 年度一般会計歳入(表 2)



*歳入用語の説明

- 歳 入** 1年間のすべての収入のことです。
- 市 税** みなさんが市に納めた税金です。
- 地方交付税** 人口規模、産業構造などにより地方自治体の税収入額には差が生じますが、全国どこでも「一定水準の行政サービス」を受けられるように、国が国税の一部を税収入額の少ない地方自治体に交付するものです。
- 市 債** 道路、公園など日常生活に欠かせない施設の建設のための借入金です。
- 国庫支出金** 国が地方自治体に交付する資金で、使いみちが明確に定められています。
- 諸 収 入** 市税・地方交付税など定められた項目以外の収入です。市の各種貸付制度の回収金が大部分を占めています。
- 県 支 出 金** 県が市町村に交付する資金で、使いみちが明確に定められています。
- 譲与税・交付金** 国が集めた自動車重量税、県が集めた地方消費税などから配分される資金です。
- 繰 越 金** 11年度から12年度に繰り越された資金です。
- 繰 入 金** 基金（家庭で言えば預貯金）を取り崩した資金と特別会計の剰余金を一般会計に繰り入れたものです。
- 分担金・負担金** 特定の利益を受けた人に負担していただく資金です。
- 使用料・手数料** 市の施設を使用したり、住民票の交付を受けた時に負担していただく資金です。
- 財産収入・寄附金** 市の所有する財産を運用したり売ったりした資金と寄附された資金です。

市税の内訳(表 4)

